別表六の二（二十二）　記載要領

1　この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の15の７（法人税の額から控除される特別控除額の特例）（震災特例法第25条の４第１項（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。別表六の二（二十二）付表において同じ。）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第９号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号及び次号において「平成27年旧措置法」という。）第68条の15の７（法人税の額から控除される特別控除額の特例）（平成27年旧措置法第68条の９第１項から第３項まで、第６項若しくは第７項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）（平成27年旧措置法第68条の９の２第１項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第68条の15の３第２項（国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る法人税額の特別控除）に係る部分に限る。別表六の二（二十二）付表において同じ。）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「調整前連結税額超過構成額　②」の各欄には、「調整前連結税額超過額 (1)−(4)　(5)」の欄に記載された金額が租税特別措置法第68条の15の７第１項に規定する控除可能期間の最も長いものから順次成るものとした場合に同項又は平成27年旧措置法第68条の15の７第１項に規定する調整前連結税額超過額を構成する部分の金額を記載すること。

3　「㉕」から「㉘」までの各欄は、地域再生法の一部を改正する法律（平成27年法律第　　号）の施行の日の前日までに終了する連結事業年度にあつては、次によること。

(1)　「㉕」、「㉗」及び「㉘」の各欄は、記載を要しない。

(2)　「㉖」の各欄の記載に当たつては、「別表六の二（十五）「10」」とあるのは、「別表六の二（十四）「20」」として記載すること。

4　「㊱」から「㊳」までの各欄に金額の記載がある場合にあつては、別表六の二（八）の記載要領第２号、別表六の二（九）付表の記載要領第５号、別表六の二（十）の記載要領第２号、別表六の二（十一）の記載要領第２号、別表六の二（十二）の記載要領第２号、別表六の二（十三）の記載要領第２号及び別表六の二（十七）の記載要領第２号中「租税特別措置法」とあるのは、「震災特例法第25条の４第１項（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法」として、これらの号の規定を適用すること。